

平成二十年三月四日受領  
答弁第一一四号

内閣衆質一六九第一一四号

平成二十年三月四日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出国後島北方海域で日本船が拿捕された事件に対する外務省の対応及び邦人保護に対する外務省の認識に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出国後島北方海域で日本船が拿捕された事件に対する外務省の対応及び邦人保護に対する外務省の認識に関する再質問に対する答弁書

一について

外務省としては、本件発生直後より外交経路等を通じてロシア側に対し、だ捕された船体及び乗組員全員の即時解放を累次にわたり求めてきているが、これまでのところ、だ捕された船体については、引渡しに至っていない。

二から七までについて

外務省として、御指摘の船体に関し、その現状を確認しているが、情報収集の方法及びその内容等について具体的に述べることは、今後の情報収集等に支障を来すおそれがあるため、答弁を差し控えたい。

八について

外務省としては、外交経路等を通じてロシア側に対し引き続き御指摘の船体の引渡しを求めているところであるが、これまでのところロシア側は、船体の引渡しに応じていない。

九について

外務省としては、ロシア側に対し、御指摘の墓参団のラシコマンベツ墓地への上陸訪問の中止について、事実関係の確認を行うとともに、遺憾の意を申し入れてきている。

十及び十一について

外務省としては、御指摘の点に関し、例えば、在ロシア連邦日本国大使館を通じ、ロシア連邦政府に対し、だ捕された船体の引渡しを求める等ロシア側に対し申入れを行っているが、外交上の個別のやり取りの詳細について明らかにすることは、ロシア連邦との間の今後のやり取りに支障を来すことから、差し控えたい。